

● 補助対象となるリフォーム工事

リフォーム工事の内容	備考
屋根のふき替え、塗装、防水等の工事	
雨どいの取替え、修繕等	
外壁の張り替え、塗装、防水等の工事	
バルコニー、ベランダ、テラス等の修繕、新設工事	
部屋の間取りの変更、模様替え等の工事	
床材、壁材及び天井材の張り替え、塗装等の工事	
断熱化を目的とした工事	断熱材、サッシの取替え等
畳の取替え、表替え等	
建具の取付け、交換、修繕及び新設	
造付け家具の取付け又は修繕	住宅の一部として取付けた収納、棚等
浴室、洗面所、便所、台所等の取替え、修繕、新設等の工事	ユニットバス、便器、システムキッチン、洗面台等
給排水衛生設備、給湯設備、空気調和設備、ガス設備及び電化設備の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・(屋内外)給水管、排水管、雨水ます、汚水ます、ガス管等の取替え、設置等 ・給湯器、冷暖房設備、IHコンロ等の取替え、設置等(いずれも住宅の一部として取付けて使用するものに限る。)
照明設備、コンセント、スイッチ、住宅設備機器、住宅防災機器等の設置又は交換	電球、蛍光管のみの交換は対象外
補助対象工事に伴う解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根材、外壁材の取替え、間取り変更等に伴う解体工事 ・解体工事のみは補助対象外
バリアフリー化の工事	手すりの設置、段差解消等
構造躯体の工事	基礎、柱、梁その他の構造躯体の補強、修繕、取替え、新設等
木材の防腐防蟻処理、シロアリ等の駆除等	<ul style="list-style-type: none"> ・木材への防腐防蟻剤の塗布等 ・シロアリ等の駆除、防虫目的とした薬剤の散布
増築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅部分の増築工事 ・住宅の一部を解体し、既存の部分と一体的に増築する工事は補助対象 <p>※ 建築確認申請が必要な場合は、確認済証の交付を受けてから着工すること。</p>

※ この表に記載のないものについては、建築住宅課までお問い合わせ下さい。

● 補助対象とならないリフォーム工事

リフォーム工事の内容	備 考
市の他の制度による補助等を受ける工事	(介護高齢課) ・安中市高齢者住宅改造費補助事業 (福祉課) ・安中市重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業 ・安中市日常生活用具給付事業 (環境政策課) ・安中市浄化槽設置事業費補助事業 ・安中市住宅用太陽光発電システム設置補助事業 ・安中市太陽熱利用温水器設置費補助事業 (下水道課) ・安中市公共下水道接続促進補助事業 (建築住宅課) ・安中市木造住宅耐震改修補助事業
介護保険法の規定による住宅改修費の支給対象となる工事	・介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費 ・介護保険法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費
新築又は改築の工事	
別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事	
店舗、工場、事務所等の工事	
門、塀、舗装、擁壁等の外構工事	
造園、植樹、剪定等の植栽工事	
下水道への接続工事	
浄化槽の新設、修繕、取替え、撤去等の工事	
太陽光発電設備、太陽熱利用温水器の工事	
電話、インターネット回線等のみの工事	
テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の電気製品又は家具の購入、設置	・テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の購入や設置等 ・ダイニングテーブルや学習机の購入や設置等 (住宅の一部として造作し取付けた家具は対象)
内装工事を伴わない室内カーテン(カーテンレールを含む。)、ブラインド等のみの取付け又は取替え	内装工事に伴うものは補助対象
ハウスクリーニング、排水管の清掃等	補助対象工事に伴う清掃作業は補助対象
解体工事	屋根材、外壁材の取替え、部屋の間取り変更等に伴う解体工事は補助対象

※ この表に記載のないものについては、建築住宅課までお問い合わせ下さい。